



2022年2月9日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社
 代表者名 代表取締役 安 江 令 子
 (コード番号 4312 東証第一部)
 問合せ先 取締役 木 元 覚
 (TEL. 03-5297-3066)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、2022年3月18日に開催予定の第37回定時株主総会に付議いたします「定款一部変更の件」につきまして、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款に所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定め、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するため、変更案第16条に定めるものであります。
- (2) (1)に伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供の規定が不要となるため、現行定款第16条を削除するものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (記載省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第15条 (現行どおり) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第17条～第44条 (記 載 省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第17条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和1元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>3</u> 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月18日
定款変更の効力発生日 2022年3月18日

以 上